

まちづくりルール

美和東地区

MIWAHIGASHI CHIKU



緑に囲まれた良好な住環境を守りましょう

名 称	美和東地区計画
位 置	豊田市美和町3丁目の一部
面 積	約2.3ha



美和東地区まちづくりルール

美和東地区は、豊田市の中心部より北東約4.2kmの丘陵地に位置しています。東には、都市計画道路平戸橋水源線や鞍ヶ池緑地が整備され、交通利便性の高い緑に囲まれた良好な郊外住宅団地となっています。

地域のまちづくりの目標や建物を建築する際のルールを定め、みんなで守ることで、この美和東地区をよりいっそう快適で住みやすいまちにすることができます。

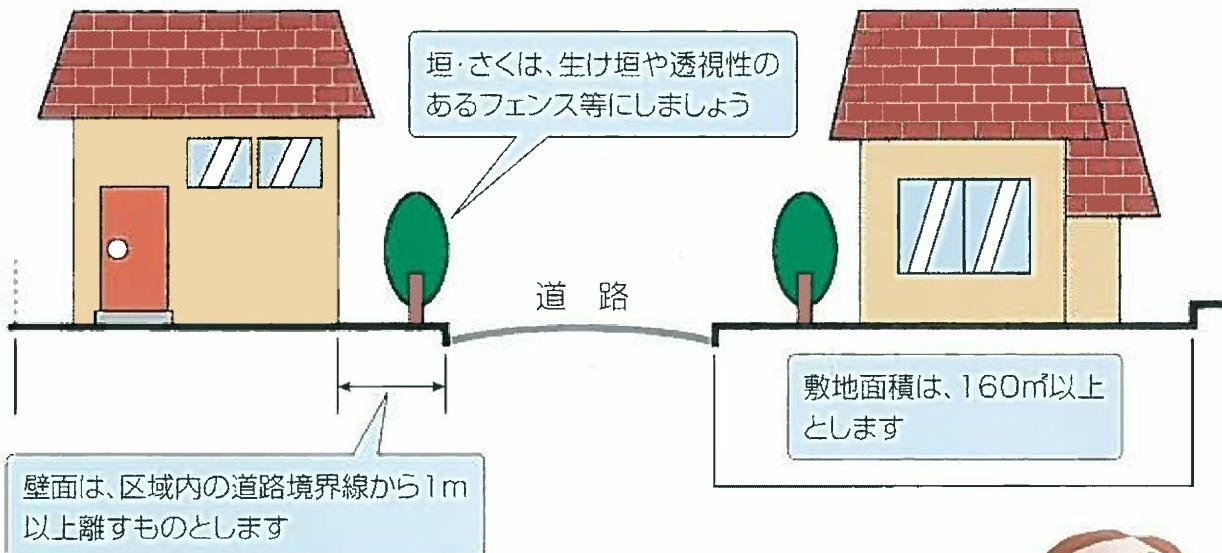
良好な居住環境をめざし、郊外住宅団地にふさわしい緑に囲まれたまちづくりを進めましょう。

平成18年3月 告示

地 区	名 称	美和東地区計画
	面 積	約2.3ha
都 市 計 画	用 途	第1種低層住居専用地域
	容 積 率	100%
	建 ぺ い 率	60%
地 区 計 画	建 築 物 の 敷 地 面 積 の 最 低 限 度	160m ²
	壁 面 の 位 置 の 制 限	<p>建築物の壁面またはこれに代わる柱の面（以下「外壁等」という。）から区域内の道路境界線までの距離（以下「後退距離」という。）は、1m以上でなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものはこの限りでない。</p> <p>①物置、車庫等の附属建築物で、軒の高さが3.0m以下で、かつ、後退距離の限度に満たない部分の床面積の合計が12m²以内のもの</p> <p>②建築物の附属部分等で、出窓、ベランダ、バルコニー、テラス、屋外階段その他これらに類するもの</p> <p>③建築物の外壁等から道路の平面交差等により生じる隅切り部に係る道路境界線までの後退距離（当該後退距離が0.5m以上のものに限る。）</p>
	垣 又 は さ く の 構 造 の 制 限	道路境界線から1m未満の距離に存する垣又はさくは、生垣又はフェンスその他透視性のある鉄さく等（基礎を有する場合にあっては、基礎の高さ（敷地地盤面からの高さをいう。）が0.6m以下のものに限る。）としなければならない。ただし、門扉にあっては、当該部分の道路からの見附面積の合計が5m ² 以下のものはこの限りでない。

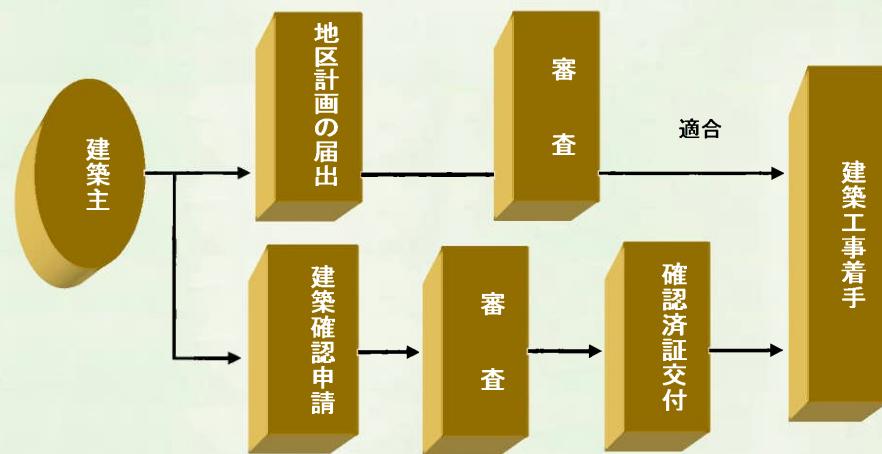
美和東地区計画

敷地面積、壁面位置、垣・さくの制限があります。



届出勧告制度について

建築物の建築や開発行為などを行おうとする場合には、30日前までに、これらの計画について市に届出が必要となります。



まちづくりルールについてのお問い合わせは

豊田市役所都市計画課 ☎0565-34-6620

